

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市ラブホテル建築等規制条例(昭和60年松戸市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(性的好奇心をそそる物品)

第1条の2 条例第2条第2号ケに規定する規則で定める物品は、次のとおりとする。

- (1) 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物
- (2) 前号に掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集
- (3) 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム、ビデオテープ又はビデオディスク
- (4) 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

(適用除外の増築等)

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める増築又は改築は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 増築 客室以外の用に供する部分に係るもので、その床面積の合計が50平方メートル以下のもの
- (2) 改築 客室以外の用に供する部分に係るもの

(公開板の設置)

第3条 条例第4条第1項に規定する公開板は、ホテル等建築等計画公開板(第1号様式)によるものとし、当該ホテル等の敷地に接する道路(2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路)に面する場所に設置しなければならない。

2 条例第4条第3項に規定する報告は、ホテル等建築等計画公開板設置報告書(第2号様式)によるものとする。

(図書の閲覧)

第4条 条例第4条第4項に規定する規則で定める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ホテル等経営方針説明書
- (2) 仕上表
- (3) 立面図
- (4) 屋外広告物の立面図
- (5) フロント周囲の鳥かん図
- (6) ホテル等建築等計画概要書(第3号様式)

2 条例第4条第4項の規定により閲覧させることができる図書(以下この条において「図書」という。)の閲覧場所は、街づくり部建築指導課とする。

3 図書の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とし、その閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

4 図書を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、年齢、職業及び閲覧の目的を記載しなければならない。

5 市長は、職員の指示に従わない者又は図書を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対して、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(申請書等)

第5条 条例第5条第2項に規定する申請書は、ホテル等建築等審査申請書(第4号様式)とする。

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める図書は、前条第1項に掲げるものとする。

3 条例第5条第2項に規定する添付図書に明示すべき事項及びそれらの提出部数は、別表に掲げるとおりとする。

4 条例第5条第4項に規定する通知は、次の各号に定める通知書によるものとする。

- (1) ラブホテルの建築等に該当しないとき ラブホテル等の建築等に該当しない旨の通知書(第5号様式)
- (2) ラブホテルの建築等に該当するとき ラブホテル等の建築等に該当する旨の通知書(第6号様式)

(建築等完了届等)

第6条 条例第7条第1項に規定する届出は、ホテル等建築等完了届(第7号様式)によるものとする。

2 条例第7条第3項に規定する通知は、ホテル等建築等検査結果通知書(第8号様式)によるものとする。

(大規模修繕等計画届)

第6条の2 条例第7条の2第1項に規定する届出は、ホテル等修繕・模様替計画届出書(第8号様式の2)によるものとする。

(規制地域外におけるホテル等建築等計画届)

第7条 条例第8条第2項に規定する届出書は、ホテル等建築等計画届(第9号様式)とする。

(定期報告)

第7条の2 条例第9条の2に規定する報告は、ホテル等定期報告書(第9号様式の2)によるものとし、その報告時期は、平成7年10月1日から同月末日までの間を始期とし、2年ごとの10月1日から同月末日までの間とする。

(命令書)

第8条 [条例第10条第1項](#)に規定する命令は、[次の各号](#)に掲げる命令書によるものとする。

- (1) 建築等の停止の命令をするとき 建築等停止命令書([第10号様式](#))
 - (2) [前号](#)以外の命令をするとき 是正措置命令書([第11号様式](#))
- (立入調査員証)

第9条 [条例第11条第2項](#)に規定する証明書は、立入調査員証([第12号様式](#))とする。

(審査会の会長等)

第10条 [条例第13条](#)に規定する松戸市ホテル等建築審査会(以下「審査会」という。)に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。
 - 3 会長は、審査会を総理し、審査会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第11条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 審査会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- (庶務)

第12条 審査会の庶務は、街づくり部建築指導課において処理する。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- (松戸市聴聞規則の一部改正)
- 2 松戸市聴聞規則(昭和47年松戸市規則第9号)の一部を次のように改正する。
- 別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

1	建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第4項、同条第8項、第10条第2項、第46条第1項、第48条第9項及び第72条第1項
2	都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第2項
3	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第13条第4項
4	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第4項
5	生産緑地法(昭和49年法律第68号)第9条第2項
6	松戸市緑を守る 条例 (昭和47年松戸市条例第39号)第7条第2項
7	松戸市ラブホテル建築規制に関する 条例 (昭和60年松戸市条例第13号)第10条第2項

附 則(平成4年12月7日松戸市規則第67号)

この規則は、平成4年12月27日から施行する。

附 則(平成7年3月31日松戸市規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- (松戸市聴聞規則の一部改正)
- 2 松戸市聴聞規則(昭和47年松戸市規則第9号)の一部を次のように改正する。
- 別表中「松戸市ラブホテル建築規制に関する条例」を「松戸市ラブホテル建築等規制条例」に改める。

附 則(平成8年3月29日松戸市規則第30号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日松戸市規則第15号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日松戸市規則第35号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日松戸市規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日松戸市規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日松戸市規則第23号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日松戸市規則第35号抄)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

	図書の種類	明示すべき事項	提出部数
1	ホテル等経営方針説明書		3
2	仕上表	屋根、外壁及び廊下、玄関、階段室、食堂(調理室を含む。)、ロビー、客室等の内装又は仕上げ等	3
3	付近見取図	縮尺2,500分の1で、方位並びに敷地の周囲おおむね300メートルの区域内に存する建築物及び公共施設の位置	3
4	配置図	縮尺200分の1以上で、方位、敷地境界線、敷地内における建築物、塀、植栽及び屋外広告物の位置	3
5	平面図	縮尺100分の1以上で、間取、各室の用途(使用上有効な床面積並びに客室のベッドの種別及び位置を記入)及び開口部の位置	3
6	立面図	縮尺100分の1以上で、開口部及び屋外広告物並びに外壁、屋根等の色彩	3
7	屋外広告物の立面図	縮尺30分の1以上で、形状、寸法、意匠、色彩、表示及び設置方法	3
8	フロント周囲の鳥瞰図		3
9	ホテル等建築等計画概要書		1

備考 [条例第7条の2](#)及び[第8条](#)の規定による届出に係る添付図書の提出部数は、この表の規定にかかわらず、ホテル等建築等計画概要書を除き各2部とする。

第1号様式(第3条関係)
(用紙規格縦80センチメートル以上 横60センチメートル以上)

ホテル等建築等計画公開板					
敷地の地名地番					
用 途					
階	数	地上	階(高さ	m)・地下	階
構 造		造			
敷 地 面 積				m ²	
建 築 面 積				m ²	
延 べ 面 積				m ²	
建築等着手予定日		年 月 日			
(住所)					
建築主等		(氏名) 電話			
(住所)					
設 計 者		(氏名) 電話			
(住所)					
施 工 者		(氏名) 電話			
設 置 年 月 日		年 月 日			

第2号様式(第3条関係)

(用紙規格JISA4)

ホテル等建築等計画公開板設置報告書

年 月 日

(あて先)松戸市長

住所
建築主等
氏名 印

下記の敷地におけるホテル等の建築等の計画については、松戸市ラブホテル建築等規制条例第4条第1項の規定により、ホテル等建築等計画公開板を設置しましたので報告します。

記

- 1 敷地の地名地番
- 2 設置年月日 年 月 日
- 3 設置済写真 別添のとおり

第3号様式(第4条関係)

(用紙規格JISA4)

ホテル等建築計画概要書				
建築主等	住 所			
	氏 名			
敷地の位置	地名地番			
	用途地域		その他の区域・地区・街区	
	防火地域	防火・準防火・指定なし		
ホテル等種別			建築等種別	
建築物概要	高 さ		階 数	
	構 造		収容人員	
	客 室 数	シングル 室・ダブル 室・ツイン 室・その他 室・合計 室		
		申請(届出)部分	申請(届出)以外の部分	合 計
敷 地 面 積				
建 築 面 積				
延 べ 面 積				
営 業 者				
住 所 氏 名				
設 計 者				
住 所 氏 名				
施 工 者				
住 所 氏 名				
建築等工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
備考				

第4号様式(第5条関係)

(用紙規格JISA4)

ホテル等建築等審査申請書			
松戸市ラブホテル建築等規制条例第5条第2項の規定により申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (あて先)松戸市長			
		住所 申請者 氏名	㊟
1 建築主等 住所氏名			㊟
2 営業者 住所氏名			㊟
3 設計者 住所氏名			
4 施工者 住所氏名			
5 敷地の地名地番			
6 ホテル等の名称			
7 用途地域		8 建築等の種別	
9 ホテル等の種別		10 構造	
11 階数		12 収容人員	
13 客室数	シングル室・ダブル室・ツイン室・その他室・合計		
	申請部分	申請以外の部分	合計
14 敷地面積			
15 建築面積			
16 延べ面積			
17 建築等工事予定 期間	年 月 日から 年 月 日まで		
※受付欄	年 月 日 第 号		
※ ラブホテルの建築等に該当しない旨の通知		年 月 日 第 号	
※ ラブホテルの建築等に該当する旨の通知		年 月 日 第 号	

(注意) ※印のある欄には、記入しないでください。

第5号様式(第5条関係)

(用紙規格JISA4)

ラブホテルの建築等に該当しない旨の通知書			
住所 申請者 氏名		第 年 月 日 号 日	
様		松戸市長 印	
年 月 日付けをもって申請のあったホテル等の建築等の計画については、ラブホテルの建築等に該当しないと認められるので、松戸市ラブホテル建築等規制条例第5条第4項の規定により通知します。			
1 建築主等 住所氏名			
2 営業者 住所氏名			
3 設計者 住所氏名			
4 施工者 住所氏名			
5 敷地の地名地番			
6 ホテル等の名称		7 ホテル等の種別	
8 建築等の種別		9 構造	
10 階数		11 収容人員	
12 客室数	シングル室・ダブル室・ツイン室・その他室・合計室		
	申請部分	申請以外の部分	合計
13 敷地面積			
14 建築面積			
15 延べ面積			
(注意)			

第6号様式(第5条関係)

(用紙規格JISA4)

ラブホテルの建築等に該当する旨の通知書

第 年 月 日

住所
申請者
氏名 様

松戸市長 

年 月 日付けをもって申請のあったホテル等の建築等の計画については、下記の理由によりラブホテルの建築等に該当すると認められるので、松戸市ラブホテル建築等規制条例第5条第4項の規定により通知します。

記

- 1 敷地の地名地番
- 2 ホテル等の種別
- 3 建築等の種別
- 4 理 由

(注意)
この通知に係るホテル等は、松戸市ラブホテル建築等規制条例第3条の規定により建築等することができません。

第7号様式(第6条関係)

(用紙規格JISA4)

ホテル等建築等完了届

年 月 日

(あて先)松戸市長

住所
届出者
氏名

印

下記のホテル等の建築等が完了したので、松戸市ラブホテル建築等規制条例第7条第1項の規定により届け出ます。

1 建築主等 住所氏名	
2 設計者 住所氏名	
3 施工者 住所氏名	
4 敷地の地名地番	
5 ホテル等の名称	
6 ラブホテルの建築等に該当しない旨の通知 番号及び年月日	第 年 月 日
7 建築等完了年月日	年 月 日
※ 受付年月日	年 月 日

(注意) ※印のある欄には、記入しないでください。

第8号様式(第6条関係)

(用紙規格JISA4)

ホテル等建築等検査結果通知書

第 年 月 日 号

住所
建築主等
氏名 様

松戸市長 

下記のホテル等は、松戸市ラブホテル建築等規制条例第2条第2号に規定するラブホテルに該当しないことを認めます。

1 敷地の地名地番	
2 ホテル等の名称	
3 ホテル等の概要	
4 建築主等住所氏名	
5 建築等完了検査年月日	年 月 日
備考	

第8号様式の2(第6条の2関係)

(用紙規格JISA4)

ホテル等修繕・模様替計画届出書			
松戸市ラブホテル建築等規制条例第7条の2第1項の規定により届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (あて先)松戸市長			
		住所 届出者 氏名	㊟
1	建築主等 住所氏名		㊟
2	営業者 住所氏名		㊟
3	設計者 住所氏名		
4	施工者 住所氏名		
5	敷地の地名地番		
6	ホテル等の名称		
7	用途地域	8	建築等の種別
9	ホテル等の種別	10	構造
11	階数	12	収容人員
13	客室数	シングル室・ダブル室・ツイン室・その他室・ 合計室	
14 修繕又は模様替の概要			
※受付欄		※指導・勧告事項	
年 月 日			
第 号			
(注意) ※印のある欄には、記入しないでください。			

第9号様式(第7条関係)

(用紙規格JISA4)

ホテル等建築等計画届			
松戸市ラブホテル建築等規制条例第8条第1項の規定により届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (あて先)松戸市長			
		住所 届出者 氏名	㊞
1 建築主等 住所氏名			㊞
2 営業者 住所氏名			㊞
3 設計者 住所氏名			
4 施工者 住所氏名			
5 敷地の地名地番			
6 ホテル等の名称			
7 用途地域		8 建築等の種別	
9 ホテル等の種別		10 構造	
11 階数		12 収容人員	
13 客室数	シングル室・ダブル室・ツイン室・その他室・合計室		
	届出部分	届出以外の部分	合計
14 敷地面積			
15 建築面積			
16 延べ面積			
17 建築等工事予定 期間	年 月 日から 年 月 日まで		
※ 受付欄	※指導・勧告事項		
年 月 日			
第 号			

(注意) ※印のある欄には、記入しないでください。

第9号様式の2(第7条の2関係)

(用紙規格JISA4)
(1枚目)

ホテル等定期報告書			
下記のホテル等の形態、構造、設備等の状況について、松戸市ラブホテル建築等規制条例第9条の2の規定により報告します。 この報告書及び添付図書の記載の事項は事実と相違ありません。 年 月 日 (あて先)松戸市長 住所 所有者 氏名 住所 営業者 氏名 印 印			
1	敷地の地名地番		
2	ホテル等の名称		
3	敷地面積	4	建築面積
5	延べ面積	6	構造
7	階数	8	収容人員
9	客室数	シングル室・ダブル室・ツイン室・その他室・合計室	
10	食堂の有無	有(床面積： m ²)・無	
11	食堂の営業等	営業していない 営業している(営業許可： 年 月 日・第 号)	
12	ロビーの有無	有(床面積： m ²)・無	
13	玄関の外部からの見通し等		
14	フロントの開放性を妨げる設備又は構造の有無	有 ・ 無	
15	専ら性的好奇心をそそるための設備、構造又は物品の有無	有 ・ 無	

(2枚目)

16	形態、意匠、屋外広告物等の変更の有無	有・無	変更年月日と変更内容 年 月 日完了
17	チェックイン・チェックアウト時間設定の有無	有・無	チェックイン時間：午前・午後 時 分 チェックアウト時間：午前・午後 時 分
18	利用客の状況	全利用客に対する異性同伴客の割合：約 %	
19	その他		

備考

(1) 11、12及び14から17までの項目の記入に当たっては、施設、構造、設備、物品の設置若しくはこれらの変更又は時間の設定の有無について、それぞれ該当するものを○で囲むとともに、有の場合は施設等の内容等について詳細に記入してください。

(2) 18の項目の全利用客に対する異性同伴客の割合の算定に当たっては、当該報告時期前の1年間の利用客数の状況に基づいて算定してください。

第10号様式(第8条関係)

(用紙規格JISA4)

松戸市達第 号

建 築 等 停 止 命 令 書

住所

氏名

松戸市 において建築等中の について、松戸市ラブ
ホテル建築等規制条例(昭和60年松戸市条例第13号)第10条第1項の規定により、当該建築
等の停止を命ずる。

年 月 日

松戸市長



記

理 由

(教示)

第11号様式(第8条関係)

(用紙規格JISA4)

松戸市達第 号

是 正 措 置 命 令 書

住所

氏名

松戸市 において の について、松戸市ラブ
ホテル建築等規制条例(昭和60年松戸市条例第13号)第10条第1項の規定により、当該
につき次の措置をとることを命ずる。

年 月 日

松戸市長



記

1 命ずる措置

2 理 由

(教示)

第12号様式(第9条関係)
(用紙規格縦6センチメートル横8.5センチメートル)
(表)

		第		号	
		年		月	
				日交付	
立 入 調 査 員 証					
職 名					
氏 名					
生年月日	年	月	日生		
有効期間	1か年				
松戸市長					印

(裏)

この証票を携帯する者は、松戸市ラブホテル建築等規制条例(昭和60年松戸市条例第13号)に基づき、ホテル等又はホテル等の建築等の現場の立入調査をする職員で、その根拠条文は、次のとおりです。

松戸市ラブホテル建築等規制条例(抜すい)

(立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員にホテル等又はホテル等の建築等の現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。